

大阪地方最低賃金審議会総会

第347回本審議会議事録

1 日 時

令和4年7月6日（水）13時30分～14時15分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、立見委員、服部委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、黒田委員、清水委員、鈴木委員、松井委員

（使用者代表委員）

青木委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

木原労働局長、樋口労働基準部長、的場賃金課長、中辻主任賃金指導官、武田賃金指導官、中島賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会 13時30分)

中辻主任賃金指導官

定刻より若干早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第347回総会を開催します。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員5名の計16名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する衣笠委員、使用者を代表する柴田委員は本日所用のため御欠席です。

それではまず、大阪労働局長の木原から御挨拶申し上げます。

木原労働局長

大阪労働局長の木原でございます。

皆様方には、日頃から大変お忙しい中、最低賃金の審議をはじめ労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度の大阪の地域別最低賃金の審議におきましては、中央最低賃金審議会の目安が全国一律28円と示される中、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分勘案され、中小企業等の生産性向上の取組に対する国の各種支援措置に対する要望や、大阪労働局に対する要望を答申文に盛り込まれた上で、28円引上げの答申をいただき、大阪府最低賃金は時間額992円となったところでございます。

本年度の地域別最低賃金の審議につきましては、6月28日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安諮問が行われたところであり、当局といたしましては、本日、この後、貴審議会への改正諮問を予定しております。

6月7日には、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針が閣議決定され、そこで、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組むと明記されています。

また、骨太の方針と同じ日に、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画も閣議決定されております。骨太の方針の中にも同様の記述がありますが、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の中には、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である、物価が上昇する中で、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要であると記載されております。

委員の皆様におかれましては、このような状況に加えまして、最低賃金の趣旨や現下の大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配慮いただき、御審議いただきますようお願い申し上げます。

また、特定最低賃金に関しましても、6月30日までに7件全ての業種で改正決定の申出がございました。その改正決定等についての諮問も併せて予定しておりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、本日が今年度最初の審議会の総会で、これから暑い夏に御負担をおかけすることになり恐縮でございますが、本年度も貴審議会の自主性を発揮いただき、御審議いただきますことを希望として申し上げさせていただきます。御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

服部会長

まず御挨拶をさせていただきます。会長を務めさせていただきます服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最低賃金審議会の運営に当たりまして、制度の趣旨を踏まえ、関係法令並びに基礎となります制度の趣旨にのっとりまして運営をさせていただきます。

労使を代表する委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から率直な意見をお示しいたいただき、最低賃金の適正な金額審議のための議論を進めてまいりたいと存じますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議を進めてまいりたいと存じます。

お手元の会議次第に沿って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、新たに委員に就任された方の紹介をさせていただきます。

労働者を代表する委員の松井委員でございます。

松井委員

ただいま御紹介をいただきました松井でございます。連合大阪で労働政策を担当しております。任期の途中の交代ということになりますが、本日より参画させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事（１）の本年度の審議の進め方について に入ります。

本年６月１６日に運営小委員会を開催し、私が委員長となって、本年度の審議の進め方について検討を行いました。

事務局から検討結果の御説明をお願いいたします。

的場賃金課長

それでは、６月１６日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方などについて確認された主立った事項を８点御説明いたします。

１点目は、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてです。地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議については、毎年、総会での承認を得た了解事項に基づいて運営を行っていますが、本総会に報告する了解事項（案）は資料４のとおり

りです。昨年度の了解事項を本年度も踏襲することになりました。

次に、2点目です。特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の見直しに関する審議については、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うこととなりました。

3点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議の方法についてです。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくことになりました。

次に、4点目です。特定最低賃金の必要性の審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ、金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、本年度5回目の第351回総会で予定することとなりました。

次に、5点目です。特定最低賃金の異議審の設定方法ですが、金額審議で全会一致に至った場合と、不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審はまとめて、本年度第6回目の第352回総会で予定することとなりました。

次に、6点目です。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から意見聴取する方法についてですが、従来どおり意見書を提出していただくことになりました。

7点目は、実地視察です。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、リモート会議形式で、大阪府最低賃金審議会委員を対象に、6月20日に集団給食業を営む事業場の実地視察を行いましたことを報告いたします。

最後に、8点目です。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取については、7月29日に開催される348回総会で行うこと、意見陳述時間は総枠40分以内とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側が黒田委員、使用者側は平岡委員にお願いさせていただき、意見陳述の人数につきましては、労働者側3名、使用者側1名となりました。

運営小委員会の報告等は以上でございます。御協議をお願いいたします。

服部会長

御報告ありがとうございました。

ただいま全部で8点にわたって御説明、御報告をいただきました。

ただいまの運営小委員会の審議結果等について、何か御質問はございませんでしょうか。お手元の資料にその詳細が示されているところでございます。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員。はい、どうぞ。

平岡委員

質問ではありませんが、意見陳述について、使用者側は調整かなわずで、今年はなしということをお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

第8点目にございました使用者を代表する委員からの意見陳述については、今年はなしという形の御報告が今ございました。ありがとうございます。

御質問はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは改めて、御説明がございました運営小委員会について確認しながら進めてまいりたいと存じます。

運営小委員会からは、1点目、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関しては、昨年度の了解事項を本年度も全て踏襲するというところでございます。資料4に了解事項等は示されているところでございます。

2点目は、特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外労働者の範囲の見直しに関する審議について、これは範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会において行うということでございます。

第3点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法についてでございます。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行うことということでございます。

第4点目、特定最低賃金の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合、不一致審で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ、金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、本年度5回目の第351回総会で予定をするということでございます。

第5点目です。特定最低賃金の異議審の設定方法です。金額審議で全会一致に至った場合及び不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審というのはまとめて本年度の第6回目の第352回総会で予定をしているということでございます。

さらに、6点目です。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使からの意見聴取は、従来どおり意見書で提出していただくということといたします。

第7点目です。本年度の实地視察は、大阪府最低賃金審議会委員により、6月20日に集団給食業を営む事業主を対象として実施をしたということでございます。

最後の8点目は、地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取について、7月29日に開催される第348回総会で行うということ。また、意見陳述時間は総枠40分以内とし、意見陳述の人数については、労働側は3人、使用者側は先ほど御報告ございましてゼロ人、なしということでございます。

以上の8点の報告が事務局よりございました。改めまして、本年度におきまして、これらの運営小委員会での審議報告のとおり審議を進めることとしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

それでは、異議なしというお声を頂戴したということで、このように進めたいと存じます。

御了承いただきましたので、ただいまの8点、進めさせていただきます。
では、続きまして議事（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）に入ります。
この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

的場賃金課長

令和4年度大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について事務局から御説明申し上げます。

最低賃金については、最低賃金法第1条に規定されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」との趣旨に基づき、毎年、大阪府下の全労働者に適用される大阪府最低賃金の改正を諮問し、真摯な御審議の結果、御答申をいただいているところです。

令和4年度においても、最低賃金法の目的に沿い、改正を諮問させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、最低賃金の趣旨、現下の大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意いただきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。

会長、局長、中央のほうへお願いいたします。

（局長から会長に諮問文を手交する）

武田賃金指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 木原重紀生

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第12条の規定に基づく、大阪府最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま局長から諮問を受けました。

それでは、今後の事務的な手続について、事務局より御説明をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

それでは、事務局より説明させていただきます。

ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付で、専門部会委員任命のための推薦を求める公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員任命のための推薦を求める公示の締切日は7月14日木曜日とさせていただきます、大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締切日は7月21日木曜日とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

その後、委員の任命の手続を経まして、専門部会を開催していただくこととなります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問及び事務局からの御説明につきまして、御意見、御質問があればお願いたします。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ないようでございますので、進めたいと存じます。

それでは次に、議事(3)特定最低賃金の改正決定等について(諮問)に入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

御手元に御配りしております13ページの資料7を御覧ください。

当局で決定しております7件の特定最低賃金全てについて改正を行うよう関係労働組合から申出があり、申出要件を満たすものとして、7業種全てについて、6月29日付でこれを受理いたしました。

したがいまして、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と、改正決定の必要性ありとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて諮問することといたします。

以上でございます。

的場賃金課長

では、会長、局長、中央のほうへお願いたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

武田賃金指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 木原亜紀生

最低賃金の改正決定等について(諮問)

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審

議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・大阪府塗料製造業最低賃金
 - ・大阪府鉄鋼業最低賃金
 - ・大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
 - ・大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
 - ・大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - ・大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
 - ・大阪府自動車小売業最低賃金
- 以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま大阪府塗料製造業最低賃金ほか6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び必要性ありとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

なお、特定最低賃金の審議の流れに関しましては、特別小委員会での審議事項になりますが、本日、この総会の前に開催されました第1回特別小委員会で御審議をいただいておりますので、立見委員長から報告をお願いいたします。

立見委員長

本日、総会の前に開催しました第1回特別小委員会で審議した結果について報告させていただきます。

事務局から運営小委員会の審議結果を御報告いただきましたが、事務局からの報告のとおりで問題ないことを確認いたしましたので、御報告いたします。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま立見委員長から御報告をしていただきました。これについて、御質問、御意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、今年度、特定最低賃金の審議に係る改正の必要性にかかる意見書に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出をしていただくことでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。いずれも御了承を頂戴いたしましたので、そのように進めてまいりたいと存じます。

それでは、今後の手続について事務局から御説明をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

説明さしあげます。

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくこととなりましたので、本日付で7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切日は7月14日木曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し審議していただくこととなります。専門部会の開催は、8月上旬の地域別最低賃金答申後となる見込みです。

また、この専門部会は、改正決定の必要性ありの結論に達した場合、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることとなります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問ございませんでしょうか。いかがですか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

御質問ないということで、次に進めさせていただきます。

では次、議事(4)その他に入ります。

事務局から何かございますでしょうか。

中辻主任賃金指導官

事務局のほうから2点ございます。

1点目、大阪地方最低賃金審議会運営規程の改正等について御説明いたします。

現在、大阪地方最低賃金審議会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、大阪地方最低賃金審議会運営規程によって定まっておりますが、昨今の行政改革推進に伴い、内閣官房行政改革推進本部事務局から、書面、押印、対面の手続を見直すとの方針が示されたことを踏まえまして、議事録の委員署名の省略による規程の変更の必要性が生じました。

まず、現行の大阪地方最低賃金審議会の運営規程を資料の3ページ、資料2として添付しております。この資料2の4ページ、現行の大阪地方最低賃金審議会の運営規程第7条第1項には議事録への

署名が明記されておりますが、議事録への委員署名省略のため、資料の5ページ、資料3としまして、大阪地方最低賃金審議会運営規程（改正案）をおつけしております。

その資料3の6ページを御覧ください。この運営規程の第7条第1項を改正案のとおり改正したいと考えておりますので、御協議をいただければと存じます。

なお、議事録の内容確認方法については、全公労使委員にメールにて議事録を送付の上、内容確認をお願いし、修正意見が出た場合には、修正前後が分かる形で議事録を再送し、再修正意見がないことを確認いたします。

公労使の委員による議事録の確認方法については、毎年実施しております大阪地方最低賃金審議会運営に向けての確認事項・検討事項にて確認させていただきたいと考えております。

改正案について御了解をいただいた場合には、本日付で大阪地方最低賃金審議会運営規程を改正することとさせていただきます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまお手元の資料2、資料3を用いて、大阪地方最低賃金審議会の運営規程の現行の案と改正案をお示し、かつ御説明をいただきました。その要旨は、議事録への署名については、署名を廃止し、議事録の内容確認については、全公労使委員にメールにて確認をお願いし、修正意見が出た場合には、修正前後が分かる形で再送し、再修正意見がないことの確認を行うという意見が示されたわけです。いかがでございでしょうか。このような形で、運営規程の表記についてはお手元の資料2から3という形で改定、そして運用つまり進め方については、ただ今御説明いただいたとおりで進めるという御提案でございまして、いかがでしょうか。

労働者を代表する委員の皆様、差し支えございませんか。

（ な し ）

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

（ な し ）

服部会長

公益委員の方々もよろしいでしょうか。

（ な し ）

服部会長

それでは、皆様、特段の御意見がないということで、議事録への署名につきましては廃止とし、大阪地方最低賃金審議会運営規程につきましては、本日付で改正案のとおり改正するということといた

します。

以上でございます。

中辻主任賃金指導官

続きまして、事務局から2点目、団体からの最低賃金改正等に係る要請等につきまして、御説明いたします。

本日の配付資料の27ページから、資料10、各団体からの最低賃金改正等に係る申入書、要請等につきまして説明をいたします。

資料10は、最低賃金に係る労働団体等からの要請書でございます。

まず、資料10-1は、本年2月17日付で、全日本建設交運一般労働組合大阪府本部及び同トラック部会から提出されました「自動車運転者の「改善基準告示」の抜本改正・法制化等を求める要請書」でございます。これは、トラックの特定最低賃金について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備を行うこととの要請でございます。

続きまして、資料29ページ、資料10-2は、コミュニティ・ユニオン関西ネットワークから、「最低賃金の大幅引き上げを求める申し入れ」として提出されたものです。最低賃金を全国一律で時給1,500円以上を求めるとの要請でございます。

続きまして、資料の31ページ、資料10-3は、同様の内容で、おおさかユニオンネットワークから提出されました要請書でございます。

次に、資料の33ページ、資料10-4は、本年4月5日付で近畿地方交通運輸産業労働組合協議会議長、同協議会トラック部会長及び大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会長の連名で、「2022年度交通運輸産業政策制度要求申し入れ」として、営業区域規制のない現状において、各地方経済圏に対応したより大きな範囲での特定最低賃金設定が効果的であり、特定最低賃金の新設は労使で取り組むとしても、前提となる公正競争の申出の要件の判断に際しては、そのハードルも含めて、行政として最大限の支援策を講じること。あわせて、行政主導で事業者団体との特定最低賃金に関する理解を深める場の設置を要請すると申し入れがなされたものでございます。

続きまして、資料の41ページ、資料の10-5は、大阪弁護士会から、「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」として提出されたものです。全国加重平均1,000円という基準は、2010年（平成22年）6月18日付閣議決定、新成長戦略において、2020年までに達成すべき目標として掲げられていた数値であり、そこから10年以上が経過した現在においても、いまだこの目標に程遠い点は看過できないこと。昨今、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ問題をはじめとする国際情勢を背景に物価が高騰し、我が国では多品目にわたる生活必需品の値上がりが生じている。一般的に、低所得者層であるほど消費支出に占める生活必需品の比重が高く、今後、生活必需品の値上がりが市民の生活に深刻な影響を及ぼすことが予想されること。これらのことから、最低賃金引上げは喫緊の課題であり、大阪地方最低賃金審議会に対して、中央最低賃金審議会が実施する目安に縛られず、大阪府最低賃金を大幅に引き上げを求めるとの要請でございます。

次に、資料の43ページ、資料10-6は、本年5月23日付で、日本労働組合総連合会大阪府連合会から、「大阪府最低賃金の大幅な引き上げを求める要請」として提出されたものです。大阪府最低賃金は、政労使合意の雇用戦略対話、政府の成長戦略、働き方改革実行計画に基づき、公正な労働基準とセーフティーネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向け、連合大阪リビングウェイジ、時間

額1,050円以上に改正すること。中小企業、小規模事業者においても最低賃金の引上げが確実に進むよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、支援策の周知徹底を図ること。特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り、労働条件を向上させること。大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に、有期、短時間、契約、派遣等で働く者の生活実態及び意見を尊重することなどの要請が、加盟労組118団体からの要請書の提出と併せてなされております。

続きまして、資料の45ページ、資料10-7は、本年7月1日に、全大阪労働組合総連合から、大阪府の最低賃金、1時間992円の大幅引上げ、全国一律最低賃金制度の創設と、時間額1,500円を求める要請書として提出されたものです。最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すこと。最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすることなどの要請が、加盟労組436団体からの要請書及び個人署名6,812筆の提出と併せてなされております。

以上の要請文と署名の原本を、公益委員の後ろの席で御披露させていただいております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま団体からの最低賃金改正等に係る申入書並びに要請書について御説明をいただきました。

これについて何か質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、ないようですので進ませさせていただきます。

そのほかに何かございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員もよろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

ないようですので、今後の日程について事務局から御説明をお願いいたします。

中辻主任賃金指導官

事務局から説明さしあげます。

次回、第348回総会を7月29日金曜日午後1時30分から予定しております。

議事といたしましては、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、関係労働者の意見聴取、昨年度大阪最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組の報告を予定しております。

委員の皆様、よろしくお願いたします。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの日程の説明につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

服部会長

それでは、当面の審議の進め方は以上のおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後になりますが、何かございませんでしょうか。

公益の委員の皆様方、ございませんか。

（ な し ）

服部会長

労働者を代表する委員、よろしいでしょうか。

（ な し ）

服部会長

使用者を代表する委員、何かございますか。

（ な し ）

服部会長

ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。

皆様、お疲れ様でございました。

（閉会 14時15分）